

おかげさまで発行 50 号!

さくら通信

平成30年1月25日発行

50号

晩秋と冬の色

秋から冬へ向かう葉や花の色が、鮮やかな橙や赤に色づいていく様が表現されています。寒さの増す中に、温かい色がよく映えています



上：紅葉（町田さくらんぼ4 B棟）
右：寒椿（町田さくらんぼ4 B棟）
下：ポインセチア（町田さくらんぼ4 B棟）



さくら通信は年4回、1月、4月、7月、10月の各25日発行です

さくら通信50号◆目次

晩秋と冬の色	1 ページ
「精神医療と、国家・法」 枝 窪 俊 夫	2 ページ
ひびつれづれ	5 ページ
冬のイベント	6 ページ
トピックス・編集後記	8 ページ

鶴川さくら会のホームページ

<http://www.tsurukawasakura.or.jp/index.html>

WEB上でさくら通信のバックナンバーをご覧いただけます

「精神医療と、国家・法」

— How should psychiatry perform for / against the state and the law ? —

枝 窪 俊 夫

林さんとの出会い

30代半ばを過ぎた頃のこと、町には師走の賑わいと浮かれたムードが溢れるある朝、いつも通り松沢病院に到着するや時間を確認しながら事務室に向き、この4月に事務長が変わってから医師も出勤簿に押印しなくてはならなくなった義務を果たし、エレベーターで4階に上がり医局を経て、第二研究室にと向かっていたときに背後から金子副院長に呼び止められた。

「人事の～」と冠つきで呼ばれるこわいお方のことだ。こりゃあ何かあるなと構えざるを得ない。ちょっと前に、墨東病院への異動を促されたときに同年代がこぞって反旗を翻し、わたしもその一員であったから、楽しい話が待っているとはとても思えなかった。

果たして、案の定「来4月から中部一当時の中部総合精神衛生センターへ行ってくれないか」と来た。口吻は柔らかだが、「今度は前回のようなわけには行かないよ」という本音がありありと窺われ、「もちろん医長に昇進してもらうがね」とインセンティブを漏らすことも忘れておらず、そこまで根回しが済んでいたなら、咄嗟に断る理由はみつけれなかった。

わたし自身それまで臨床一点張りで、またこの業界にあっても精神衛生センターの業務の内容がまだまだ膾炙していなかったこともあり、「センターに行って、何をしますか」と本心のまま聞き返すと、副院長からは「時間はあるだろうから、本でも読んでいれば」という答が返って来た。

人事の金子畏るべし、この一言で若い医者は呆気なく籠絡され、お隣の中部センター——本庁の事務屋さんには「中総」と呼ぶ——への異動が決まった。

センターでまずは相談訓練科長を2年務めた。同一対象に多職種が関与するといえは聞こえはいいが、反医療の旗幟が表に裏に掲げられ、そういう中であって医師としては決して座り心地のよい椅子でなかった。

次に着いたのは、広報援助課長という名前からも何をするのか分かりにくいポストだった。

さすがにこの頃にもなると、中部センターの業務に調査・研究、教育・研修、普及・啓発、技術援助、精神

保健相談、通・入所訓練があることくらいは承知していたが、その内の前3つの業務を統括する立場にあって日々どう振る舞ったらよいか悩ましかった。

あるとき何かの集まりの二次会で、席に着いた女の子から「課長さんですって、偉いのね。昼間どんなお仕事されてるんですか」と聞かれて返答に窮していたら、「立ったり座ったりしているだけなんでしょ」といわれて、返す言葉がなかった。

確かに、自分から提案し、仕掛けることよりも上がって来る事案について検討し、実現に向けての調整を図るなど受身的内容の仕事が多く、こんな自分に向いているのかなと葛藤を抱きながら過ごすことが少なくなかった。

そういうときによき相談相手となり、適切なアドバイスをくれたのが計画調査係長の林幸男さんだった。林さんは年齢こそわたしの一回りも上だが、青梅マラソンの常連でホノルルのマラソンにも何度か参加するランナーだった。

北海道出身で北大の看護学校を卒業し看護師として松沢病院に入職し、その後本庁の精神衛生課に引き抜かれ、専門職の立場から都の精神衛生行政に携わる中、法律の知識の必要性を痛感し、法政大学で学んだという努力の人でもあった。

看護という立場から我々医師に対し、ときに「おいしゃ」という呼称を使う皮肉屋でもあったが、「都庁の役人と語るときには、彼らの言葉に翻訳して話さないといけない。同じ日本語を使っていると思ったら大間違い」と教えてくれたり、法文の解釈についても丁寧に教示してくれ、臨床しか知らない医師を行政的センスを持ち合わせた存在に仕上げようという配慮が感じられ、こちら素直に教えを乞うことができた。

本庁にいた頃、精神障害者の就労機会の場を設ける必要性から、職親制度——都から訓練費と称する援助金を支給し、多くは個人事業主に障害者の就労機会の確保を委託するもの——を実現したり、保健所ダイケアの拡充を図り、また家族会と協力して共同作業所を立ち上げ、公的補助金制度を確保して継続的に支援するなど、地味だが目を瞠るべき実績を林さ



撮影：枝 窪

んは残している。

その後読売保健功労賞を受賞し、その祝賀パーティーのときも、間もなくやって来た退職を祝う式の折もわたしが進行役を務め、すでに鬼籍に入られた林さんから生前受けた恩を細やかながら返すことができたかなと今は思っている。

最近も、病院を管轄する東京都福祉保健局医療政策部による実地指導の際、非指定医が任意入院させ、開放処遇制限を行った患者について72時間以内に指定医がその妥当性について判断した内容を診療録に記載しなくてはならないという—精神保健福祉法第37条：任意入院者の開放処遇制限について；1基本的な考え方—要綱に触れ、制限時間をオーバーしている事例があることを指摘された。「しかし」と、改めて法文を提示するとそこには、「その後おむね72時間以内に」と明記されており、この「おむね」の法的解釈について激しく食い下がったが、確たる回答を得ることはできなかった。

実情として週4日が常勤医の要件となっている中、週末や、研修日と称する非出勤日を跨ぐと必ずしも72時間以内に対応ができればない場合があり、当方としては翌日の朝イチで、つまりは可及的速やかに対応していると主張したがその努力にもべもなく却下された。

こんなとき、林さんなら即座になるほどという回答を返してくれるはずと、失ったものの大きさを思わずにいらなかった。

相模原事件に対する日本精神神経学会の見解

2016年7月26日に神奈川県相模原市の障害者支援施設で発生した事件について、日本精神神経学会は同年8月29日付けで見解を発表した。

まずは精神医療の根拠である精神保健福祉法の本旨として、「措置入院制度も含め、犯罪予防のためにあるのではなく、患者の医療及び保護、社会復帰を目的とし、更には社会経済活動への参加を目指す」ものであることを挙げている。

本事件では被疑者は障害者を社会から抹殺する意図を持って周到に計画、実行し、施設入所者19名を殺害し、24名を負傷させている。



撮影：枝 窪

被疑者が事件の5ヶ月前に精神保健福祉法第29条による措置入院をしていたことから、厚生労働省は同年8月10日に「相模原市の障害者支援施設における事件

の検証及び再発防止策検討チーム」を設置した。ここでは被疑者を精神保健福祉法に基づいて通報したことの妥当性、精神障害の有無や診断の妥当性、精神障害



撮影：枝 窪

があったとした場合の障害と事件の関係、事件前の措置入院及び退院判断の妥当性、退院後の支援の実態などが検証・検討されるであろうとしている。

先に挙げた法の精神に反し、措置入院患者の退院要件や退院手続きの厳格化、退院後の追跡の強化や強制通院命令の導入など、事件の発生を専ら精神医療に求め、精神医療が保安のための道具として強化されることが懸念され、今回の事件によって精神保健福祉法が患者管理のための法律として再強化され、精神医療が特殊な医療へと逆戻りすることは決して許されないと述べている。

また、いかに歪んだ思想であっても、精神症状としての妄想でなく、思想であるならば、精神医学・医療の営みとしての治療の対象ではあり得ないと明言し、ましてや、これを封じ込めるための手段として措置入院等の精神医療の枠組みが利用されることは許されないと切り切っている。

個人の人権と公共の福祉

これも林さんに教えられたことだが、法の下では個人の人権と公共の福祉は常に闘ぎ合いだ。両者の調和が図られているようにみえるときはいいが、一度、国家危急のときにはたちどころに、後者が前者に優先される。国家の存亡が問われるときに、個人の人権云々もないという考え方だ。

2016年には特定秘密保護法が施行され、国難の際には、個人の人権・プライバシーも丸裸、戦略上必要なら家も土地も撤収される事態が起りかねないのが目の前の現実となっている。

ことほど左様に、国家には強大な権力があり、一方、個人の示せる抵抗は細やかなものでしかない。

であれば、国の動向を厳しく監視する構え・意識が国民の側に必要である。

精神医療にあっても

例えば措置入院だ。この制度は、入院に際し本人の任意性は斟酌されず、2名の精神保健指定医がともに対象患者が精神障害者であり入院が必要な状態にあつて、近い将来自身を傷つけたり、他者を害する—自傷・他害—恐れがあると診断したら自治体首

長の権限と責任に於て精神科病院に強制入院させることができるというものだ。

そんな危険な存在をそのまま社会に置いておいては一般の国民の安全は確保できない—精神障害者野放し論—という社会の強い要請に応じたものであり、社会防衛が患者の人権に優り、運用されてしまう危険性を残すものである。

もちろんそういう尋常でなく、無理のある状態にあることは、障害者本人にとっても不幸なことであり、早期に治療につなげることができれば個人・社会双方にとって有益なものとなる。法の本来の趣旨はそこにあり、これを生かすも殺すも担当する関係者の運用次第だ。

ただ、契約論からいっても、措置入院はもちろん、医療保護入院についても障害者本人との間に、治療契約は成立しておらず、これら強制入院はいわば無理のある法的手続きであるのを承知しておかなくてはならない。

歴史を振り返って、かつてのソビエト連邦に於てノーベル平和賞受賞者のサハロフ博士や、同じく文学賞受賞者のソルジェニーツィンの身の上で起こったことを思い起こせば知る通り、精神科医が権力迎合的に迫害に加担した忌まわしい現実を忘れてはならない。

我が国の現在にあっても、前述したように措置入院適用の幅の柔軟・拡大化、また退院判断の厳格化が唱えられており、引いては保安処分の議論も見え隠れし、これが行き過ぎるとかつての治安維持法復活の恐れも憂慮され、公的に提案されるものに対し客観的立場から注視するのはもちろんのこと、批判精神をも持ち合わせて臨む必要がある。

安全と自由と

両者はもちろんどちらもなくてはならないものだが、実は相容れない犬猿の間柄にも似た事象といっている。

例えば、今や町を歩けば、どころか建物内でも防犯カメラがそこかしこに設置されている。これでは何があっても譲れないはずのプライバシーは確保されようがない。

ところが、身近に犯罪が発生したり、児の通う学校周辺に変質者が出没したりしたら、保護者は口を揃えて防犯カメラの増設を要望し、それを聞いて個人も、更にはメディアも強くこれを支持するのが大勢となっている。

技術革新によりその機能を日に日に高じる、防犯カメラ—ときにメディアにあっては監視カメラと平然と報じる—の利便性と公安上の効能を過大評価・優先する余り、プライバシーの確保が疎かにされ、そ

の間のバランスが大きく崩れているように思われる。

何らかの法的規制は、カメラ設置の是非という基本的問題についてから、また記録された映像の提供の是非についてもなされるべきで、警察から、場合によっては公安から求められるまま安易に情報提供に協力するのが市民の当然の義務とされる現状には強く苦言を呈したい。

情報拡散社会を生きる

進行するグローバリズムの中 IT化と相俟って、個人の周辺で起きていることが全世界に情報としてたちまち拡散する今日だ。

そうした時代・社会にあって、個人、組織は自らをどう守っていったらいいか。いかに言論の自由は保障さるべきといても、公序良俗に反するもの、個人・組織に著しい名誉・経済的不利益をもたらすものは規制の対象になるというが、法的整備が後手に回る現状にあって歯痒い思いを禁じ得ない。

ツイッター、フェイスブックをはじめとする SNS は特に曲者だ。

自らは無記名でいいたい放題記しながら、一方追求する側はしかるべき証拠資料を揃えないことには反論・対処できないとなると、被害を訴える側の労力は甚大なものとなる。

多くの場合発信者自身が職場に適応できなかつたり、客観的にはその言動に問題があることが殆どだが、羽根を得た蝶のごとくに上司や同僚・組織を一方向的に悪し様に罵ったりし、またそれをみて「いいね」する者が絶えず、大仰でなく、情報の正否が問われないまま全世界に拡散して行っている。

となれば、内々の飲み会で「えだくぼの馬鹿やろー」はまだいいにしても、同じことを SNS でやったらあかんと思うが、これを会の就業規則で規制しようとする、なかなか厄介だ。当会も顧問弁護士と相談を重ね、対応策を整えて行きたいと考えている。

いずれにしても、行き着くところ一人ひとりのモラルが頼りであり、「他者の悪口をいったらいけない。他者のものを盗ってはいけない。誰かを傷つけたり、殺してはいけない」といった、ここまで育つ中で親から、教師から、友人から、社会から教えられ身についたものがあるはずで、こうしたものを基に「揺るぎないモラルの確立」を声高に提唱したい。



撮影：枝 窪

いじつれづれ 第十八回 精神科OT

精神科作業療法士とは

作業療法士とはどんな仕事をするかご存知ですか？ 生活のしづらさがある患者様が、よりよい生活・自分らしい生活が送れるように一緒に考え支援することです。

言葉や作業（塗り絵・体操・音楽等の活動）を介して新たな自分に気付いてもらったり、いろんな方法を知ってもらったりと、「これでいいんだ。これでもいいんだ」と気付いてもらい、病状の安定化に向けて支援しています。恩師の言葉を借りると、その人に合わせて優しく包み込む「風呂敷のようなもの」と考えています。

誰しも、日々感情は揺れ動いています。苦しみや想いつて他者からはみえづらいものです。特に精神に病を抱えている人は、ちょっとした刺激にも弱く自分では上手く対処しづらくなっ

ています。

当院では主に集団を利用して作業活動に取り組んでいます。集団を利用することで、更に普遍的体験・愛他的体験等々を経験・共有して行き、自分の身体感覚に目を向けていただきます。また、方法は一つではなく、登山で例えるなら登り口は沢山あることを一緒に考えて行きます。精神科作業療法士はその過程を大切に関わって行きます。

薬物以外に大切になるものとして、人とひととの関わり方が重要です。患者様に生きる作業・言葉を介し、健康的（良い）な部分を伸ばしながら、その人の人生を大切に、病状の安定化に向けて支援をしています。

人によって傷つき疲弊することもあるのにも拘わらず、人を求め、人により癒され前向きになれるのも事実です。ちょっとした言葉、ちょっとした視点の変更で、楽に生きられることを知っていただきます。

自分では気付きにくいことでも他人を介して気付くことができ、人間って複雑だけど案外単純さも持ち合わせているものです。

これからも、初心忘れるべからずで、日々研鑽しながら患者様に寄り添って行きたいと思えます。

堀川 和美

（鶴川さくら病院 精神科作業療法科）



鶴川さくら会の標語

平成30年1月～

♪～ テケテケテン — 三味線・太鼓の音

ここで、謎かけの一つ、
「標語とかけまして」

標語とかけまして～

「下手なゴルファーのパッティングと解く」

下手なゴルファーのパッティングと解く、「そのころは？」
「打たなきゃあ、絶対入らない。打っても、うっても届かない」
お後がよろしいようで～

♪～ テケテケテン — 三味線・太鼓の音

冬のイベント～年が明けるまで～

お誕生日会と和太鼓演奏 町田さくらんぼ3A 平成29年11月12日(日)



和太鼓衆「雅武者」の和太鼓演奏を楽しみました。お腹に響く迫力のある演奏に利用者の皆さんは聞き入り、職員がひょっとこのお面をかぶって踊ると、会場は笑いに包まれました。



クリスマス会 町田さくらんぼ4B 平成29年12月9日(土)



今年は、4B職員による劇「笠地蔵」です。

一見クリスマスとは関係ない日本の民話ですが、善行が報いられ、雪の降り積もった朝に贈り物が届くという、クリスマスらしい要点の冬のお話です。配役はもちろん衣装から背景、メイクまですべて職員手作りで、楽しい

劇になりました。



クリスマスゴスペル演奏 鶴川さくら病院1病棟 平成29年12月9日(土)



今年のクリスマス会は、町田ゴスペルクラブの出演で、ゴスペル演奏を楽しみました。前回は好評でしたが、今年も楽しんでいただきました。

イベントに合わせて3時のおやつにはクリスマスケーキが患者様に供されました。



クリスマスイベント二つ



鶴川さくら病院2病棟 平成29年12月11日(月)・20日(水)

12月11日は、つるかわ台ゴスペルクワイヤーにより、本格的クリスマスソングを披露していただきました。



12月20日には、クラリネットアンサンブル・ジョアンによる演奏の後、おやつの時間にクリスマスケーキが供されました。



初詣 鶴川さくら病院1病棟 平成30年1月1日(月)・2日(火)

今年も1病棟ホールにお目見えしたさくら神社にお参りした後、皆でおみくじを引きました。さて、今年はどうなるのでしょうか。



通所リハビリテーション科



小野路保育園交流会

平成 29 年 11 月 17 日 (金)

子どもたちの笑顔を思いながら、毎日コツコツと編み続け一年、そして……ついに全員の子どもたちへ贈る手編みのポーチが完成しました。



手編みポーチ 作：勝山和子様

和太鼓チーム MANABU 平成 29 年 11 月 23 日 (木)



弾ける汗、躍動する筋肉、そして魂を打つ音

「聴いているだけで体が熱くなり、涙が溢れて来た……」

「全身が今も興奮している……」

「太鼓の音が今も体の中で鳴り続けている……」

ご利用者様の感想より

「チーム MANABU」は川崎・横浜を中心に演奏活動を行っている和太鼓ユニットです。今回はリーダーの平野 学さんを中心に女性和太鼓ユニット「蓮花」のメンバーとの共演でした。お祭りのお囃子とは一味違った和太鼓を堪能しました。



第 13 回 文化祭 平成 29 年 11 月 28 日 (火)～12 月 4 日 (月)



「思い出の家族写真」

「妻との共同作品」

「自分で染めた草木染のショール」

「デイケアご利用中にコツコツと地道につくった作品」

「絵や書を習っていたときの作品」

「自作の昆虫標本」



「家庭菜園で収穫された里芋」

「職人時代、作品を専門誌に掲載された雑誌」

「通信教育でペン字を習っていたときのプリント」

「ご主人の形見」

それぞれ、一つひとつが魂の宿った作品です。

作品を通して湧き出て来るさまざまな想いが伝わります。



そして、互いに語り合い、

寒空の中、「露天足湯」を楽しみ、頬張る焼き芋は格別なおいしさです。



トピックス

平成29年度e職場づくり大賞 平成29年12月5日(火)

今年度は2名の方が受賞しました。おめでとうございます。

受賞の理由と受賞者のコメントを掲載します。

こみさちこ 古味幸子さん

鶴川さくら病院の基準回復の事務的処理に当たり主力的立場で尽力され、短期間での回復を果たすのに大いに貢献されました。

受賞のコメント

「この度はとても光栄な賞をいただき嬉しく思っております。今年は大変な1年でありましたが、今までより仕事の幅を広げられた年でもありました。今後も杓にとらわれずに、更に研鑽し、精進致します」



おやましづこ 生山志津子さん

任期途中で前任者が辞任した後を受け、今日まで3期にわたり親睦会会長を務め、活動の三大柱である親睦旅行の回数を5本に増やしより多くの職員の参加を促すとともに、また納涼会、忘年会についても創意工夫を図り、よりよい職場づくりに貢献されました。

受賞のコメント

「平成29年を振り返ってみると悲しいこと、嬉しいこと、色々ありましたが一年の最後にe職場づくり大賞をいただき、本当に嬉しく思っております。わたし一人の力では叶わないことが多く、協力して下さった方々に、この場を借りて御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。これからも頑張って盛り上げて行きたいと思っております」

お問い合わせはこの番号へどうぞ

042-735-2621(鶴川さくら病院) 042-734-9500(町田さくらんぼ)

編集後記

近代オリンピックの創立者ピエール・ド・クーベルタン男爵は、「オリンピックの理想は人間をつくること、オリンピックに参加することは人と付き合うこと、世界平和の意味をも含んでいる」と考えました。人間に於ける肉体と精神の調和を理想とし、競技だけではなく芸術や文学などの面からもスポーツを通じた人間の理想の実現を願ったのです。オリンピックとはスポーツと芸術を通じた人間復興であり、平和への道であり、教育改革でもありました。来る2月9日から開催される平昌オリンピックを、創立者の思いを胸に観戦したいと思います。

久保英司(町田さくらんぼ通所リハビリテーション科)

さくら通信第50号

発行人: 枝窪俊夫
(鶴川さくら会理事長)

編集委員会

委員長: 山田紀子
(鶴川さくら病院1病棟)

委員: 今村京子
(鶴川さくら病院2病棟)

清水裕起
(町田さくらんぼ3A棟)

安田尚記・伊久間寛子
(町田さくらんぼ4B棟)

里見隆行
(鶴川さくら病院医療相談室)

久保英司
(町田さくらんぼ通所リハビリテーション科)